

## プログラム使用同意書

独立行政法人産業技術総合研究所(以下甲という)は、本プログラムの使用者(以下乙という)が以下の使用許諾条件を注意深く読み、乙が全ての条項に同意した場合のみ使用を許可するものとする。同意は、乙が本同意書に署名捺印した時点または乙が本プログラムを取得した時点で発生するものとする。

### プログラム使用許諾条件

(管理責任者、名称、管理番号の表示)

第1項 甲は本プログラム管理責任者を「熊谷徹」、名称を「After Events Annotator」、管理番号を「H18PR0-54」と定め、乙は本プログラムの使用に際し独立行政法人産業技術総合研究所の著作物である旨、及び管理責任者、名称、管理番号を表示すること。

(使用の制限)

第2項 乙は、本プログラムを、研究開発を目的として使用若しくは改変すること。または、本プログラムの商業的価値の評価のため使用すること。

ただし、乙が本プログラム等を製造・販売の業とするときは甲の指定する「指定技術移転機関」を介して実施契約を締結し定められた実施料を支払うものとする。

\*「指定技術移転機関」とは、甲が所有する知的財産権の専用実施権の設定又は譲渡を受け、甲以外の者に許諾、知的財産権の譲渡等を行うが、自らは実施しない機関をいう。

(使用結果情報の提供)

第3項 乙は、管理責任者の要請に応じ、使用の結果等に関する情報を管理責任者に提供すること。

(公表または第三者への提供の制限)

第4項 乙は、本プログラムの公表、または、第三者への提供を行わないこと。

(改変プログラムの公表または第三者への提供の制限)

第5項 乙は、本プログラムを改変したものについては、公表並びに他の第三者への第2項の使用または改変のため以外の目的での提供を行わないこと。また、乙が第2項の使用または改変のため第三者に提供した場合、乙は当該第三者の名称を管理責任者に報告する義務があり、かつ第三者には第1項から第5項と同じ要件を遵守させること。

(保証の制限)

第6項 甲は、本プログラムの使用によって発生する全ての結果について、如何なる保証も行わない。乙は、自分自身の責任において本プログラムを使用するものとする。

(保守の制限)

第7項 本プログラムは現状のまま提供され、甲は、本プログラムの使用に関する如何なる保守も行わないこととする。

(改変元プログラムの契約遵守義務)

第8項 本プログラムが第三者のプログラムを改変して使用している場合、当該第三者のプログラムが科する契約条項を遵守すること。

(関係論文の引用義務)

第9項 乙が本プログラムを使用して研究開発等を行い、その成果を公表する場合は、甲が指定する関係論文を引用すること。

(裁判管轄の合意)

第10項 甲及び乙は、本同意書に関する訴訟の第1審の管轄裁判所を東京地方裁判所と定めることに合意する。

以上の項目について同意します。

平成 年 月 日

所屬・役職

氏名

印

平成 年 月 日

「After Events Annotator」使用目的届出書

プログラム使用責任者

氏名 \_\_\_\_\_ 印

所属・役職 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

メールアドレス \_\_\_\_\_

プログラムを使用する研究グループ

プログラムの使用目的